

補助金等取扱基準

補助金等の名称	機構集積協力金交付事業補助金
補助事業等の目標	農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に基づき、農地中間管理機構（以下「機構」という。）に対し農地を貸し付けた地域及び個人を支援することにより、機構を活用した農業の担い手への農地集積・集約化を推進し、不耕作農地の解消及び担い手の経営規模の拡大を図る。
補助事業等の対象者	要綱別記 2-1 の規定により機構に農地を貸し付けた地域又は農地所有者
補助対象経費	要綱別記 2-1 に規定する地域集積協力金交付事業又は経営転換協力金交付事業に係る経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	要綱別記 2-1 に規定する交付額 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業対象者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和 3 年 2 月 1 日
補助事業等の終了時期	国庫補助事業が終了するまで 【終期が 3 年を超える場合の理由】 要綱に定めがあるため
情報の公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	この取扱基準において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。
提出書類	要綱別記 2-1 に定める書類 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 経済部 農林課 農業振興係

令和 3 年 2 月 1 日 制定（令和 3 年 2 月 1 日 施行）